

2017年 11月 9日

横須賀市長 上地 克明 様

2018 年度横須賀市予算に対する
日本共産党市議会議員団の要望



日本共産党横須賀市議会議員団

団長	大 村	洋 子
	ね ぎ し	か ず こ
	井 坂	な お し

2018年度予算要望書の提出にあたって

新たに市長に就任され、市政への尽力に心からの敬意を表します。

先の総選挙で安倍自公政権の続投となりましたが、「新自由主義」と対米従属の姿勢がいつそう強められ、地方自治や国民のくらしの破壊がいつそう懸念されます。

安倍首相が公約にかかげた教育の無償化は、財政審から早くも縮小する動きが報道されています。財界は代表を財政審や経済財政諮問会議などに送り込み、直接支配する仕組みになっているだけに、公約実現が危ぶまれます。

安倍政権の財界中心の政治は「1%と99%」と言われるような強欲資本主義の政策をすすめ、かつてない格差社会をつくりだしています。

また、安倍首相は9条改憲に執念を燃やしています。教育基本法の改定に始まり、秘密保護法の制定、憲法違反の集団的自衛権行使の閣議決定、さらに安保関連法制（戦争法）の強行、共謀罪法、そしてこんどは憲法9条の改憲です。

こうした国政のありようは横須賀市政に直結してきます。市是と言われる軍転法がめざした方向とは真逆に、横須賀が軍事拠点とされる大問題です。安倍政権がめざす9条改憲を止めさせ、安保法制を撤廃することは横須賀市民の平和と安全を守るためにも喫緊の課題であり、軍転法の精神を守ることにもつながります。

自衛隊が専守防衛をこえて、海外で戦争ができるようになると軍事費（防衛予算）が増大し、社会保障、教育、福祉などの予算が削減されていくことは自明のことであり、すでにその方向に進んでいると思います。現憲法は地方自治を明記し、戦前のように地方が戦争に協力させられることを防いできました。地方自治を守ることは軍事大国化を防ぐ大きな力であると思います。

私たちと上地新市長とは日米安保条約などに対する問題で政治的立場や見解を異にしますが、市議時代から地方自治や民主主義の基本的な点では共感しながら、多くを学ばせていただきました。市政運営をするにあたり地方自治・民主主義を守り、発展させる立場を今後も貫かれることを期待します。

上地市長は就任早々に小児医療費無料化を中学卒業まで、しかも所得制限なしで実施することを打ち出しました。大歓迎です。

予算編成期に入り気がかりなことは、地方交付税削減の動きです。財政審も経済財政諮問会議も地方の「基金」を理由に削減の議論がなされてきています。まったく容認できないことですが、市財政に関わる大問題です。地方交付税を含め財源確保に全力を尽くされるよう求めます。私たちはいつも言い続けてきましたが、国政が国民の生活を蔑ろにしているだけに、市民にとって市政が一番の頼りです。

恒例のことではありますが、市民要求に基づいて新年度予算にたいする要望をまとめました。新年度予算に反映されるよう強く要望します。

1 介護・福祉・医療、くらし

(一) 介護保険制度のもとで、市が公的役割を発揮して施策の拡充をはかる。

- ① 介護保険制度の度重なる改定によって、利用者、事業者から不満の声がでている。市としても現場の声をしっかりと把握し、国に伝えるとともに、市として可能な限りの支援を行うこと。
- ② 本市の介護保険料は県内他都市と比べて高額所得者に有利で、低所得者などに負担がかかる保険料体系となっている。保険料の段階設定が増やされたが、さらなる多段階設定をするよう努めること。介護サービスの充実が、介護保険料の増にならないよう制度の負担割合を変更するとともに低所得者対策を強化するよう制度の改定を国に求めること。
- ③ 本市高齢者人口の増加に伴い地域包括支援センターの役割がますます重要となっている。地域支援事業を活発に行えるよう、適切な人員の確保や事業費の増額を図り、国にも増額を要求すること。
- ④ 生活保護水準にある介護被保険者の保険料の減免は、貧困対策として実施されるものであり公費を投入すべきである。介護保険制度の本来の目的である高齢者の自立を支援するためにも、当面は一般会計で負担し、国・県へ交付要求すること。
- ⑤ 低所得者への利用料の減免については、資産要件（単身世帯で100万円、複数世帯で150万円）を周知するとともに、減免の相談に応じる姿勢を示すこと。また、在宅サービス利用料の減免対象者を生活保護水準の1.3倍とすることを検討するなど、低所得者対策のさらなる拡大に努力すること。
- ⑥ 介護施設に働く職員の状況把握のため「介護従事者アンケート調査」を引き続き丁寧に行い支援すること。また、介護保険制度は国が改善すべき問題が多いので積極的に意見を提出すること。職員の処遇改善にあたっては、それが保険料負担に跳ね返らないやり方で行えるよう、介護従事者の意見をふまえて国にも要求すること。
- ⑦ 介護、障がい者、子育て支援施設など充実のためには市の未利用地の活用を積極的にはかるべきである。福祉施設の建設などについては、未利用地の原則売却や無償貸し付けはしないという方針を見直し、他都市でも実施しているように無償貸し付けに踏み切ること。
- ⑧ 「持続可能」を口実に介護保険制度が導入時から比べ利用者負担が増え続けている。要介護認定者の2割負担が導入され、利用抑制が現実におこっている。介護度を悪化させるものであり、「利用は公平に、負担は応能で」の考えのもと、

国に撤回を要求すること。

(二) 高齢者が健康で、明るく、元気にくらせて、介護予防にも役立つように。

- ① 地域での介護予防事業やネットワークを広げるために地域で支える福祉の受け皿づくりが求められている。2016年度はモデル地区として2か所を設置したが、市としても十分な支援を強化すること。
- ② はり・灸・マッサージ施術に対する助成制度であるシニアリフレッシュ事業を拡充し、十分な周知をおこない今後も継続すること。
- ③ 高齢者の外出する機会を増やすことは介護予防の観点からも経済効果の観点からも重要であり、少しでも外出しやすい状況を作る必要がある。コミュニティバスなど、移動困難地域には、それぞれの地域に合った高齢者の移動手段を市側から積極的に事業者に提案するなど、公的な関与を強化する。文化会館や中央図書館など、高台にある公共施設への移動手段についても要望があるので、検討すること。また、「はつらつシニアパス」は希望者全員が購入できるよう改善されたものの、値上げとなった。高齢者の年金が減り続けているなかで、1万円で購入できるよう、助成額を拡充すること。
- ④ 福祉部・資源循環部の庁内組織や市内の地域組織とも連携しながら、個々の高齢者世帯の実情に対応したゴミ分別収集の実施に向け、モデル地域を選定して試行すること。まずはゴミ処理が困難な世帯の実態把握をし、市としての支援を検討すること。

(三) 障がい者（児）福祉の拡充とノーマライゼーションの推進

- ① 障害者権利条約が批准され、障害者基本法の改正や障害者差別解消法、障害者虐待防止法などが制定されたが、まだ不十分な点が指摘されている。更なる障害者施策の向上のため、民間事業者の合理的配慮義務を法的義務にすることや国内人権機関の設立などの法整備を国に求めるとともに、市として次の施策に取り組むこと。
 - (1) 「障害者との共生社会実現のための情報取得及びコミュニケーションに関する条例」や「障害者差別解消法」が施行された。障がい者施策を統括し、障害者権利条約の精神を横須賀でも具体化し、市民に理解してもらうためにも、障がい者が参加した検討委員会などを設置し、障がい者権利条例の制定に向け取り組むこと。

- (2) 障害者権利条約の中に盛り込まれた「障害によるあらゆる差別の禁止」の中には、「合理的配慮」という新しい考え方が入った。このような新しい理念を市民に広げ、実際の施策にしていくための検討を進めること。そして、これまでの市の施策を見直し、改善すること。
- ② 重症心身障がい児者施設の運営に、土地を購入した借入金の償還が負担として影響しないよう、市として、できる限りの支援をすること。新たな支援策の創設であり既設施設を所有する他法人との整合性は問題にならないと思うが、支障があるのであれば実情に即して工夫し、支援すること。
- ③ 重症心身障がい児者施設の運営には、看護師確保は重要な課題である。確保がすすまない問題点を明らかにし、市として具体的、積極的な支援を図ること。増床への努力がされてきているものの、当初の計画人数（68人）には程遠く、引き続き、支援を強めること。
- ④ 重症心身障がい児者の入所施設ができ、徐々にサービス供給体制が拡充されてきた。しかし、短期入所事業など、サービス供給が不十分なところがあるため、利用者や関係団体の意見をふまえて早期に改善を図ること。
- ⑤ 障がい者地域作業所に対する補助を引き続きおこない、以下のように拡充すること。
- (1) 障がい者地域作業所の安定的な運営と職員の安定確保を図れるよう、まずは実態調査を行うこと。また、利用人数の実績による補助で運営継続に支障がないか調査をすること。計画的に基本補助額を大幅に引き上げること。補助額の算定は定員を基準にすること。
- (2) 県の障害者地域作業指導事業実施要綱の改定を求めること。重度障がい者を多く受け入れているという実態から、運営要綱の職員の配置基準を2名以上と改定し、補助金の算定基礎とすること。県の障害者地域作業指導事業実施要綱の改定を求めること。
- (3) 耐震性の高い安全な建物を確保するという点で、家賃補助額の引き上げを図ると共に市の公共施設等の提供を検討すること。公共施設のファシリティマネジメントの観点から空きスペース等や民間の空き家等を洗い出し有効活用を検討すること。
- ⑥ 民間社会福祉施設への市の単独補助を引き続き検討し増額すること。
- ⑦ 福祉の水準を落とさないように努めるとともに、次のことを実施すること。
- (1) 施設やサービス事業者に対する苦情処理の対応を強化し、指導・監査及び助言と適切な支援をもっと積極的に行うようにすること。定例化された指導はもちろんのこと情報提供に対して即時対応できる体制を整えること。
- (2) ひとり一人違いのある障がい者に対してきめ細かな信頼に足る相談体制を充実・強化し、専門職員であるケースワーカーを増員すること。

- (3) 知的障害者施設への入所待機者が多い。国の方針でもある地域での生活基盤整備のためのグループホーム支援を進めているということだが、実態把握をし、さらにニーズに応えられるよう支援を強化すること。(4) 在宅サービスのヘルパー派遣の限度額基準の廃止と必要な予算をつけるよう国へ要求すること。
- (4) 障がい者の社会参加を広げるためにも、通勤にサービス利用ができるよう国に要請すること。また、通勤が生産活動の一環とはいえ、実際は、雇用者が介護サービスに係る費用を全額交通費に入れることがほとんどないことを考慮に入れ、通勤手当の補助を行うこと。
- ⑧ グループホームに個室を確保するなどの質的向上を図るため、家賃補助の上限を引き上げるとともに、四分の三補助とすること。引き続き国庫助成の増額を求めること。
- ⑨ 視聴覚障がい者からの次の要望を実現すること。
- (1) 「障害者との共生社会実現のための情報取得及びコミュニケーションに関する条例」や「障害者差別解消法」が施行されたことから手話通訳者・要約筆記者がますます必要となる。2004年度から4時間毎に4000円と報酬を上げたが、13年間据え置きのみである。当時の神奈川県最低賃金は約700円であり現在と大きな差が生じていることを鑑みること、手話通訳者・要約筆記者をしっかりと専門職として位置づけ、手話通訳報酬をさらに引き上げること。
- (2) 距離によって異なる手話通訳者・要約筆記者の交通費を通訳料に含めて設定するのは合理性に欠ける。市外への派遣について交通費が支給されるようになったが、市内派遣と通訳中の移動に要する交通費も実費を支給すること。
- (3) 高齢の聴覚障がい者にファックスの活用を研究し、試行実施するなど、日常の安否確認をおこなう体制をとること。
- (4) 災害情報を音声だけでなく、視覚的にも確認できるよう総合福祉会館内にデジタルサイネージのような掲示板を設置すること。
- (5) 総合福祉会館のエレベーターは3基並んでいるが、視覚障がい者には分かりづらいとの声がある。音声で「真ん中のエレベーターが開きます」など案内を入れる工夫をすること。
- ⑩ 市の施設への音声誘導装置の設置をひきつづきすすめること。また、設置については周辺居住者の理解が得られるよう市として、さまざまな工夫をすること。
- ⑪ 児童相談所を設置した以上、知的障がい児の施設受け入れは市の責任である。医療型入所施設は「ライフゆう」が誕生したものの、福祉型入所施設については、県任せにならないよう、早期設置を進めること。
- ⑫ 本市は神奈川県制度改定後も重度障がい者医療費助成制度の一部負担金、年齢制限、所得制限の見直しを行わず市として独自に制度を維持してきたが、201

4年10月からは導入へと踏み出した。この間、このいわゆる「65歳問題」で困惑している方からのご相談を受けることがあり、実際に矛盾を感じる市民の存在を確認している。制度撤回を国に求めると同時に市として以前の制度に戻すこと。また、精神障がい者への助成については手帳の1級の方だけでなく、対象を拡大するよう対応すること。

- ⑬ 障害者差別解消法が施行され、社会のあらゆる場面に障がい者が参加する条件整備が進められている。この法は言うまでもなく障がい者への合理的配慮を推進するものである。本市が扱う全ての指定管理者などの業務委託要件に障がい者雇用を義務付けること。
- ⑭ 岩戸養護学校、武山養護学校の生徒の卒業後の就労、日中活動の場の確保が大変厳しい状況である。市として就労支援の更なる強化とともに日中活動の場を拡大するように積極的に取り組むこと。
- ⑮ 障害者差別解消法が施行され、社会のあらゆる場面に障がい者が参加する条件整備が進められている。本市は10年余にわたり知的障がい者、精神障がい者の雇用を準備し実践してきたと承知している。今までの教訓を一定総括すること。またさらに広げるために必要なことを整理し継続的に行っていくよう進めること。個々別々ではなく藤沢市が行っているような庁内で働く障がい者を統括的にサポートし、雇用を継続させていくようなシステムなど、他都市の事例も研究すること。
- ⑯ 精神障がい者保健福祉手帳2級保持者は障害年金で自立している方もいる。精神障がい者は薬服用でコントロールする必要がある長くクリニックに通う方が多い。このような方々が医療費と交通費負担で生活が出来ず、やむなく生活保護制度に頼らざるを得ない場合がある。障害年金で自立生活が継続できるよう医療費と交通費を軽減するサービスを拡充すること。

(四) 子育て支援を強化し、子どものしあわせを守る。

- ① 子ども子育て新制度に移行されたが、保護者・事業者にとって、望ましいものとはなっていない。保護者が安心して子どもを預けることができ、子どもの育ちが充分保障されるよう、問題点を見極め、その是正に努めること。
- ② 子育てしやすいまちとして、小児医療費助成を中学3年生まで引き上げたことは大きな前進である。また、県の補助を引き上げるよう求めるとともに、全国に広がっている小児医療費無料化を国の制度にすることに合理性があることは明瞭なので国に強く求めること。
- ③ 待機児のカウントの仕方は、実態を反映していない。市から不承諾通知が届き保

護者が希望する保育園に入れない、いわゆる「保留児童」は、待機児童の数倍の多さとなっている。この解消につとめること。

- ④ 保育料の保護者負担は国が規定する多子世帯及びひとり親等世帯に対する軽減措置はされたところだが、こどもをひとりしかもうけられない世帯も多い。安心して子どもを産み育てられるよう保育料の大幅な引き下げを行うこと。
- ⑤ 私立保育園への助成の充実を関係団体等の意見をふまえて図っていくこと。
- ⑥ こどもの貧困が広がっているなかで、保育園内のみならず、地域の子どもたちへの目配りも重要性を増しており、その拠点となるのが公立保育園である。保育園再編計画にある公立保育園の民営化の方針をやめること。
- ⑦ 学童クラブ施策の充実も「子育てしやすい横須賀」の発信力となる。共同運営の学童保育について、国の助成制度も活用し運営費補助の充実を含めた支援をさらに拡充し、全国で一番高い保護者負担を現在の半額にすることをはじめ、以下の実現に努めること。
 - (1) 指導員の人件費を全額補助するとともに、公共施設利用が難しい学童保育の家賃については公共施設を利用している学童保育との格差を早急に解消するよう全額助成をすること。
 - (2) 「こどもの貧困」が広がる中、ひとり親世帯への支援は低所得者対策として重要度を増している。各学童保育所で行っているひとり親世帯に対する補助額をさらに増額し、ひとり親世帯の軽減策を拡充すること。
 - (3) 市が学童保育の施設の耐震調査を行い、耐震化されていなければ、耐震化のための助成をするか、すぐに他の施設に移れるよう対応すること。制定された学童保育の新条例の趣旨に鑑み、市が責任を持って支援すること。
- ⑧ 学童保育の設置・運営に対する公設民営方式の導入について検討をはじめること。
- ⑨ 母子家庭の生活支援、虐待を受けている方たちの支援を強めるため、母子支援施設を再建するなど、施策を強化すること。特に育児の仕方から生活習慣を含めて支援を必要とする母親については、個室化された在宅でのサポートではどうしても支援が細切れとなる。まるごとの見守りと支援が必要なケースであり、母子が分離せずにサポートが受けられるよう、母子支援施設を再建すること。
- ⑩ 父子家庭にも母子家庭同様の支援がなされてはいるものの、ひとり親対象の施策、特に行事などへの集まりに父子家庭が気兼ねなく足を運べるよう、さらに工夫すること。

(五) 市民病院の診療体制を回復・充実させる。

- ① 市民病院の縮小した診療体制の回復と充実に引き続き取り組むこと。3つの診療科及び「地域包括ケア病棟」として入院診療の再開ができたことは評価する。しかし、全病棟の再開までには至っていないので、早期に再開できるように取り組むこと。また、病棟再開にとって重要な看護師の確保に市としても全力をあげること。
- ② 市民病院の小児科の入院診療が休止となっていることは極めて遺憾である。早期に再開できるように指定管理者に取り組みの強化を求めるとともに市としても最優先課題として取り組むこと。同時に産科の休診は市の周産期医療サービスの低下を招いている。産科再開にむけた取り組みを強化すること。
- ③ 看護師の確保については、勤務条件などの処遇改善を図るよう指定管理者に要請することを含め市としての責任を果たすこと。
- ④ 障がい者医療、難病医療、NICUの対応など、中核市における公的病院の役割を踏まえ、市民病院の診療体制の充実に引き続き図ること。

(六) 国民健康保険の充実をはかる。

- ① 組合国民健康保険に対する事務費補助を継続し、せめて近隣都市並みに拡充すること。
- ② ひとり親医療費、就学時における小児医療費、重度障害者医療費の助成を行っている自治体に対し、国は国保の国庫負担金の一部を減額している。このような国のペナルティー措置について、多くの自治体から中止するよう要望書も出ているし、我が党としても国会の場で求め、厚生労働大臣も検討すると答弁している。引き続き、市としても中止にするよう強く求めること。
- ③ 国民健康保険に対する国庫負担を増額するよう国に要求するとともに、低所得者の負担の軽減をはかること。
- ④ 国保健全化計画は市民の健康維持と重症化の予防が第1の目的であり、同時に保険料の増にならないようにすることが第2の目的と考える。市は、健診と保健指導の強化に取り組んでいるが、国保財政のための単なる保険料の値上げとならないよう取り組みを進めること。
- ⑤ 国民健康保険制度は、憲法に基づいた社会保障制度であるという意識をしっかりとつこと。

(七) セーフティーネットを強化し、貧困からいのちを守る。

- ① 毎年度、保険証が使えないことから医療にかかるのが遅くなり重症化したり、亡くなるケースが報告されている。介護保険料、国保保険料滞納者に対して実情を深く把握して適切な納付相談をすること。また、納付指導員や職員が直接、本人と接触しないまま資格証を発行するやり方を改めること。納付相談をもっと充実させるため、職員の増員をはかること。また、資格証とは何かの説明を直接本人にしないまま発行することもやめること。
- ② 生活保護制度において国から報告を指示される内容のシステム改修については法定受託事務であるので、国に財源を要求すること。
- ③ 度重なる生活扶助費の削減、老齢加算の廃止、住宅扶助費の変更・削減によって、受給者から窮乏の声を多く聞いている。改定をそのまま事務執行するのではなく、受給者の立場にたち制度改善のため何が必要か国に現状をしっかりと報告し、改善提案すること。
- ④ 生活保護受給者の医療扶助を「医療証方式」にすると保護費の濫給につながる恐れがあるとの見方が一部にあるが、そのことよりも、医療にかかりたいが我慢をしてしまう、受診抑制となり重症化することの方が問題だと感じている。したがって、「医療証方式」を進めるよう国に要望すること。
- ⑤ 生活保護受給者が入院し、1 か月を超えた場合、基準額が 23,150 円となる。この点について対象者すべてに丁寧にお知らせすること。ひとり暮らしの場合、必然的に「寝巻きセット」などを月額で購入することになる。500 円程度のセットでも 30 日で 15,000 円となり、これだけで基準額の 6 割以上となる。さらにおむつなどが必要な場合もある。入院した保護受給者の負担を軽減するための方策を講じること。
- ⑥ 通院の交通費（移送費）は申請すれば支給されることを、対象の生活保護受給者全員に丁寧に周知すること。担当ケースワーカーの裁量で決まってしまうとなれば、受給者の間で不公平感が蔓延する。この件に関して多くの相談を受けている。移送費の周知について徹底すること。

(八) 市民のくらしを守るひらかれた行政を。

- ① 女性の管理職の割合が増えない要因を分析し、引き続き女性管理職の割合を増やすための施策を行うこと。また、結婚 妊娠 出産一育児休業をしても働き続けられる環境整備、職場の意識改革をさらに進めること。
- ② すべての職員の労働時間についてしっかり把握し管理をすること。1 ヶ月の時間外労働が「過労死ライン」や労働基準監督署に届けている以上に行わせないこと。とりわけ非常勤職員にサービス残業を行わせないこと。

- ③ マイナンバー制度は必要性に乏しく、プライバシー保護の点でも懸念があるので中止を求めること。本来、国庫支出金で賄われるべき費用がシステムの導入や改修に本市一般会計から投じられている。国に必要額を請求すること。
- ④ しょうぶ園は市外からも多く訪れ観光資源ともなっている。高齢者の利用料金を無料、あるいは半額にすることは高齢者の外出機会を増やし健康増進になるとともに、市のイメージアップにもつながるので、多角的に検討すること。
- ⑤ 子どもが貧困が広がっており、特にひとり親家庭への支援は欠かせず、ひとり親世帯に対する上下水道基本料金の減免制度の持つ意義は大きい。引き続き行うこと。
- ⑥ 「ひとり親の就労支援にあたっては、どんな状況の人でも取り組めるメニューの充実と、また、それが就職に容易に結びつくという実効性のあるものになるよう、さらに工夫すること。
- ⑦ 就学援助対象家庭の基準は生活保護基準1.5倍を堅持すること。
- ⑧ 国の生活保護基準の引き下げによって就学援助の対象から外れる世帯に対し、市独自の施策で引き続き就学援助の対象とすること。
- ⑨ 地方交付税の不足分を臨時財政対策債で地方自治体に肩代わりさせるやり方をやめるよう要求するとともに、国の責任で地方交付税を規定通り交付するよう要求すること。発行可能額に対し100%未満という数値目標設定は現状とあわないので止めること。発行率を100%にし、国から地方交付税を削減する口実に使われないよう市民に対するサービスの充実に活用すること。
- ⑩ 消費税は所得の多少に関係なく生活必需品にもかかる最悪の課税制度である。2019年10月の消費税10%への増税を行わないよう国に求めること。引き続き増税に伴う市の支出増を補てんする地方財政の拡充を求めること。
- ⑪ 財政運営の厳しさが強調されるあまり、本来税で負担すべき領域にまで「受益者負担」の考え方が忍び寄ってきている。非常にあいまいな「受益者負担」の概念を安易に持ち出し「公平性」「公正性」を吹聴することは市民への説明責任にはならないので止めること。利用者の負担増となる料金値上げは止めること。
- ⑫ 県補助金で重度障害者医療費助成などの福祉施策として重要なものが削減対象となっているが削減しないよう県に強く求めること。
- ⑬ ファシリティマネジメント（施設配置適正化計画）は地域住民や利用者の意見、要望をしっかりと取り入れ、まちづくりの展望を鮮明にし、市民とともに進めていくこと。

2 教育・観光・文化・スポーツ

(一) 憲法に基づいて教育条件の拡充につとめる。

- ① 学習指導要領に基づき「国旗」「国家」を指導するのは、教育公務員としての責務としているが、法の付帯決議によれば「強制しない」となっている。日本国憲法第 19 条には「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」とあり、内心の自由を保障している。憲法の平和主義が危ぶまれてきているときだけに慎重を期すべき問題である。処分まで持ち出し職務命令で押し付けたり、強制するやり方は個人の尊厳を踏みにじるものであり、およそ教育の場にふさわしくない。教職員、児童生徒への押し付けは止めること。
- ② 「子どもの権利条約」はこれまでの子ども観の変革をも要求するものである。しかし、子どもを取り巻く環境はますます悪化している。国連から勧告されているように早急な改善が必要である。「横須賀子ども未来プラン」のもと、具体的な取り組みを進めているとはいえ、「子どもの権利条約」を真正面から受け止めたものにまで高めていく必要がある。「子どもの権利条例」を制定し、本市の子どもの施策のすべてにおいて、その精神がゆきわたるようにすること。
- ③ 少人数学級編成へ前進してきているが、子どもたちの個性豊かな成長を保障することを考えると更なる前進が求められる。全校で小学 3 年生 35 人以下学級になるよう取り組むとともに、4 年生以上についても早急に実現すること。
- ④ 貧困の連鎖を断ち切るため教育に期待するところが大きい。生活困窮者自立支援法が制定され、生活困窮家庭の子どもを対象とした学習支援事業が公的資金を活用して実施できるようになったので拡充するとともに、この制度の活用を検討し、民間団体が実施している学習支援に対し保護者負担を軽減できるように財政的支援にも踏み込み努力すること。
- ⑤ 憲法違反と言われる安保関連法制（戦争法）によって自衛隊の基本任務として海外での戦闘行為が可能になった。自衛隊の性格が根本的に変わったもとの自衛隊での職場体験学習は義務教育段階にある中学生に本当に必要で、しかも適切なものであるかどうか疑問がある。教育編成権が学校長にあるとはいえ、侵略戦争の反省の上に出発した戦後教育の進んできた道の深い分析と今後の方向性を示すものとして教育委員会としての慎重な検討を求める。

(二) 小・中学校の施設を改善し、明るい学校づくりをすすめる。

- ① 中学校完全給食のセンター候補地が平作小学校跡地と決まった。大量の調理や配食配送のためのトラックの出入りによる、「臭い」「騒音」「振動」「交通問題」などの懸念がある。地元住民への説明は十分丁寧に行い、疑問点、改善点等ご意見

ご要望には真摯に対応すること。

- ② 中学校完全給食をセンター方式で行うためには、公聴会の開催等、地元住民の合意形成を大前提にしながら、次のステップでは用途地域の例外である建築基準法第48条ただし書き部分を運用するため建築審査会で決定する必要がある。一連の段取りを丁寧に進めつつも、センター方式が客観的に困難となった場合も念頭に置き、他の方式の可能性も常に考えておくこと。
- ③ 中学校完全給食のセンターの計画、建設、運用についてPPP、PFIが検討されている。給食は言うまでもなく教育の一環である。PPP、PFIなどの民間手法はなじまない。PPP手法を取り入れた場合、本市の食育を現場調理員に指示・伝達する栄養士の仕事に大幅な制約が懸念される。生徒を一番に考え横須賀らしい地産地消、食育を進めるため、小学校と同じ直営でおこなうこと。
- ④ 学校の統廃合は教育委員会の所管事項であり、何よりも教育的観点から検討されるべき問題である。同時に学校は地域のコミュニティの中心とも言える施設で、その地域のまちづくりに大きな影響をもっている。保護者をはじめとする地域住民の声を聞きながら取り組むこと。
- ⑤ 学校の修繕などは市の施策の中でも優先して行うべきであるとともに施設の長寿命化にとっても必要である。学校現場からの要望に積極的に応えられる予算を組んで施設の改修にあたること。
- ⑥ 格差社会が拡大し、保護者の経済状況が悪化している。経済格差が教育格差にならないよう、教育予算を十分に保障し、義務教育無償の原則をつらぬくこと。また、特に「子どもの貧困」問題を考えるとき、学校の持つ普遍性が大きな役割を果たすと言われている。教育にお金がかかりすぎることはお金のあなしで差別が生まれるし、お金のない家の子どもの方が学校でいやな思いをすることになる。学校が楽しい場所であるためには選別的な救済策を中心にするのではなく、普遍的な施策を中心に充実させることが大切である。現行の標準における公費、私費の負担区分を絶対視するのではなく、標準を抜本的に見直し、授業で必要とする教材などの物品はすべて全額公費とすること。
- ⑦ 自校にプールがないために、交通機関を使って移動し水泳授業を行わざるを得ない児童生徒がいる。これでは教育の機会均等とは言えない。学校プールの全校設置を早期に実現すること。すくなくとも安全に移動できるようバスの増便なども視野に入れること。「施設配置適正化計画案」で廃止となっているが、地元をはじめとする市民の同意が得られない公園プールは廃止しないこと。

(三)障がい児教育の充実をはかる。

- ① 同性介護の視点から男性介助員を増員すること。広く公募を呼びかけるとともに、介助員の待遇改善をはかること。
- ② 市立養護学校の教員は専門教育を履修した教師を重視した配置を検討すること。また普通校からの転任の場合は、転任してから特別支援学校免許状を取得するのではなく、十分な研修や専門的な教育を転任に先行して行えるよう工夫、検討すること。

(四) 幼児教育、高校教育の改善と充実をはかる。

- ① 全日制高校への進学率を向上させるため、公立全日制の募集枠を拡大することなど、希望者が全員進学できるよう県と協議する中で努力すること。公私で学費の保護者負担に差がないよう私立高校への助成増額に引き続き努力をすること。保護者の経済的理由で退学する生徒が出ないよう特別の配慮をすること。
- ② 欧州などに比べ日本は教育費が高く家計を圧迫している状況である。また、こどもの貧困も広がっている。高校の授業料の無償化を継続するよう国に求めること。
- ③ 経済的理由で勉学の機会が失われることがあってはならない。奨学金を受ける資格のある生徒でも支給されない生徒が多い。資格があり、応募しても受けられない生徒が減少していくよう制度の拡充をはかること。
- ④ 市立総合高校を中・高一貫校にすることは公教育として一部の学校だけを特別に扱うことになり、好ましくないのでキッパリ中止すること。
- ⑤ 市立諏訪幼稚園は市内の幼児教育において重要な役割を果たしている。また、市立大楠幼稚園は地域に欠かせない存在となっている。両市立幼稚園の存在意義を再評価し廃止計画については白紙に戻すこと。改めて保護者・地域住民、幼児教育関係者の声をよく聞いて、存続充実の方向性を明確にすること。

(五) 観光・文化・スポーツ施策の充実をはかる。

- ① 「横須賀市施設配置適正化計画案」は再検討されると思うが、教育・文化に関する施設の削減が多く含まれている。しかし、削減の理由が財政面を中心になされており、文化・歴史の位置づけが全く見られない。さらにその多くはまちづくり全体に関わる問題なので、再検討で市長部局との協議に生かすこと。また存続となった万代会館については関係者の意見を参考に今後のあり方を検討すること。

- ② 美術館をこれまでどおり博物館法の下で学芸員をしっかりと配置し、全国的にも評価されてきた美術館をいっそう充実させ、市民に親しまれる施設として役割を果たすよう努力すること。
- ③ 横須賀市博物館は、他都市の教育機関や団体・専門家からも高く評価されている。いっそう発展させるために現在不足している収蔵庫の増設、施設修繕等を含めて研究予算を増額して、国に対しても要求すること。
- ④ 近代産業の発祥の地として、米軍基地内や住友重機械工業内などに存在する産業遺産の調査、収集、保存、公開をすすめてきたが、時機を失することなく一層すすめること。
- ⑤ 横須賀は千代ヶ崎周辺の貝塚、砲台跡などをはじめ古代、中世、近代にわたって歴史遺産が多く存在しているが、調査・発掘が遅れている。その特徴を生かした歴史遺産の調査と保全に努めること。
- ⑥ 住友重機械工業株式会社に対し浦賀奉行所跡地の復元をめざして土地の保全などについて協力を求めること。
- ⑦ 「スカナビ①」がYデッキに隣接して設置され観光案内の利便性が増した。今後はいかに活用されるかがカギとなる。市外来訪者に改札から出てすぐに気が付いてもらえるよう、誘導のための工夫をすること。

3 防災、まちづくり、環境

(一)防災と安心のまちづくりを。

- ① 最近のゲリラ豪雨や大型の台風では、急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・地すべり防止区域に指定されていない場所でも土砂崩れや浸水が発生した。上下水道局とも連携し、被害を最小に食い止める方策をとること。
- ② 駅のホームドア設置は乗降客の多いところが優先されているが、単に数だけでなく、駅員がホームに無人となっている小さな駅なども視覚障害者などの転落を防ぐという観点から全駅に設置するよう強く求めること。
- ③ マンションの耐震化改修への助成をすすめること。防災の観点から、優先度を高めて取り組むこと。
- ④ 熊本地震はじめ、病院やマンション等の集合住宅のタンクが地震によって破損したケースがある。全国で普及が進んでいる浮体式波動抑制装置などの助成制度の充実を検討すること。
- ⑤ 近年は地球温暖化の影響もあって災害が頻発し、激化している。市民の安全安

心のために「消防力の整備指針」の基準人員数達成が急務である。本市の消防・救急の実力の高さは評価するところではあるが、高い技術力を確実に継承・維持していくためにも人員数の確保に務めること。

- ⑤ 要支援者が多い保育園・幼稚園・学童保育等こども関連施設、作業所等の福祉関連施設、特養、老健等の高齢者施設の中で、避難マニュアルが未作成のところには期限を切って作成できるよう支援を推進すること。防災訓練未実施施設に対しても特段の支援を進めること。

(二)放射能災害対策を抜本的に強化する。

- ① すべての除染土砂を小中学校の敷地内から保管可能施設へ移動させること。その際、近隣住民へしっかり周知し合意形成を図ること。
- ② 学校給食の提供食については適切な監視をし、安全を確保すること。
- ③ 核燃料工場G N F - J が起こした火災事象について市は広報する義務はないとのことだが、近隣住民は大変な不安に襲われたと聞いている。事象・事故の発生に関わらず、定期的にG N F - J とは情報交換をし、近隣住民からの問い合わせには真摯に対応すること。
- ④ 福島原発事故の教訓から、自然エネルギーへの転換が社会全体のコンセンサスとなっている。全国には積極的に脱原発を表明している自治体も少なくない。現に福島県では廃炉計画の世論づくりを自治体が率先している。本市も脱原発の立場を明確に表明すること。

(三)自然エネルギーへの転換、環境優先の行政を推進する。

- ① 「パリ協定」後、世界は脱石炭の流れが加速している。横須賀火力発電所の石炭による再稼働計画はこれに逆行するとともに、大気汚染物質による健康被害も懸念される。また、脱石炭の流れや電力需要の減少から石炭火力発電は座礁資産になる恐れから、計画中止の動きも出ている。高効率と言っても石炭はL N G に比べ2倍の二酸化炭素を排出する。事業者に対して「パリ協定」を守る立場から、発電の再開がどうしても必要であれば温室効果ガス発生量の少ないL N G に変更するよう求めること。
- ② 本市としても再生可能エネルギー100%に向けた取り組みのロードマップをつくり持続可能都市づくりをめざすこと。また、市の施設の省エネ化を加速し、促進すること。再生可能エネルギー促進のため、太陽光発電の「屋根貸し事業」

や空地の利用をすすめること。一般会計のみならず、事業会計部分の施設へも取り組みを拡大すること。

- ③ ゴミの発生抑制、減量化、資源化をすすめるため、植木せん定枝は再資源化し焼却と埋め立て処分の減量を図ること
- ④ ゴミ処理新施設建設において前提となっている廃プラスチックのサーマルリサイクル方針を撤回すること。焼却量の見直しをして過大な施設建設にならないようにすること。
- ⑤ 生ごみ処理の「キエーロ」はにおわない、ランニングコストもかからない、電力もかからないということの利点がある。焼却ゴミの削減、省エネルギーの点でも優れており、普及に特別の努力をすること。
- ⑥ 現在市内4カ所に大気モニタリングポストがあるが、新ごみ処理施設の稼働や地形的なことも再検討し、平作・衣笠地域への設置を含め増設すること。
- ⑦ 持続可能な社会に向けた環境問題はますます重要性を増し、資源保全、自然エネルギー化と低エネルギー社会の形成、二酸化炭素排出削減、放射能汚染からの防御などの取り組みも前進してきている。今まで以上に環境教育の拡充に努めること。「省エネコーナー」を設置して、ソーラーパネルで発電している様子や「キエーロ」設置による、無理をせずに可能な省エネ効果が発揮できることを実感できるようにすることと市民の実行に繋げるような援助を含む取組を進めること。

(四)都市計画への市民参加を保障し、住みよいまちづくりを市民とともにすすめる。

- ① 住友重機械工業が閉鎖されすでに十年以上が経過している。イベントなどで、跡地を利用することが可能ではあるが、観光を基幹産業とする本市の立場をしっかりと伝え、さらに粘り強く交渉を続けできる限り土地の無償提供を求めること。また、地域活性化の観点から、地元住民からの要望である浦賀奉行所跡地の復元をめざして、土地の保全などについても協力を求めること。
- ② みどりの保全と創造につとめ環境や景観にすぐれたまちづくりに引き続き取り組むこと。土地開発公社から買い受けた緑地を保全するとともに、緑地保全に逆行するような市有地売却を止めること。傾斜地山林寄付に係る受納基準は、寄付者の負担を減らす方向で見直しを検討すること。
- ③ 右肩上がりの経済成長社会に終止符が打たれ、成熟の時代を迎えたことに伴い、コンパクトで歩いて暮らせる集約型都市構造が模索されている。新たな開発となるY-HEART計画は中止し、この場所へのナショナルトレーニングセンターの誘致はやめること。計画地を調整区域に戻すこと。

(五) 便利で快適なくらし、

- ① 以下の整備を行い、通行者の安全や地域の活性化をはかること。
 - (1) JRに働きかけ、久里浜駅南側の引き込み線の廃止・撤去を含め、通行者に迷惑が及ばないようにすること。撤去費用について本市に負担を求めていることだが、踏切道改良促進法第7条第1項等に準じて鉄道事業者及び道路管理者が協議して応分の負担を定めるものとする費用負担の根拠に基づき、JRに対して要望を行うこと。
 - (2) 津久井のみかん園・いちご園・いも掘りなどで観光バスを含め訪れる人は大変多く、ウインドウサーフィンの国際大会の会場となるなど北下浦の地域は観光のポテンシャルが高まったことと相まって、今後も集客が見込まれる。津久井高田橋～牛込間の市道拡幅については、交流人口の増加と地域活性化、観光政策推進などの観点から取り組みの位置づけを高め、当面ゆずりあいレーンの設置などで対応することを含め、地元の地主や関係者と協議を促進すること。
 - (3) 長沢2丁目、野比1丁目（五明山入り口）の京急踏切を拡幅すること。
- ② 公共交通の利便性の向上は自家用車に過度に頼らずともよくなり、環境負荷の低減を促進する交通施設整備を進める努力を引き続きすること
 - (1) バスの継続乗り継ぎ（鴨居から久里浜。林経由市民病院行きなど）制度がないので料金負担が多くなる。継続乗り継ぎ扱いの実現をはかること。
 - (2) 市民の要望に応えバス路線の増設とバスの増発をはかるよう京急に求めること。
 - (3) 上地市長は「だれもひとりにさせない」と言っておられる。高齢者の外出を支援するためにも「はつらっシニアパス」を1万円で購入できるようにすること。
- ③ 市西部などを走行することになる逗子営業所などからのノンステップバスの普及を格段にすすめ、市全体で100%となるようすすめていくこと。
- ④ 「市営住宅ストック総合活用計画」では神奈川県内では本市が最も公営住宅の設置率が高く、申込み世帯数が減少傾向にあるとしている。しかし、応募倍率が高いところもあり、築年数や場所により偏りがある。世界人権宣言や日本政府も批准している国際人権規約も認めているように「住まいは権利」であるとの立場から、市民に負担可能な費用で、安全で健康的な良質の住居を提供する努力を続けること。
- ⑤ 上水道の過剰設備の維持管理、または廃止や縮小に要する費用が料金値上げと

なって市民負担に転嫁されることが懸念される。日本水道協会や他事業者とも協力し国への要望を行っていることは承知している。また県企業団からの受水費についても引き続き要望を強めること。さらに大口需要者である企業が移転・撤退を行うと投資資産の未償却となり、その負担は市民が負うこととなる。負担能力のあるところには、しっかり負担していただくために（例えば、当該投資資産の減価償却残存部分についての一定率負担を要求するなど）ルールづくりを検討すること。また、国にも検討を求めること。

- ⑥ 民間業者への発注を行う場合、出来るだけ地元業者へ発注すること
- ⑦ 上水道・下水道とも月量500m³止まりになっている料金体系を改めること。横浜市などでは業務用の用途区分に月量1000m³までのランクを設けている。本市でも累進性の料金体系の上限を広げること。
- ⑧ 一人暮らし高齢者世帯が多くなるなど、今まで通りの基本料金のあり方は現実的ではない。基本水量を8m³以下に引き下げること早期に決断すること。
- ⑨ 公道に個人住宅用の水道管を敷設する場合は給水者の責任で敷設すること。
- ⑩ マンション等集合住宅のタンクが地震によって破損したケースがある。耐震化の補助を検討すること。
- ⑪ 鉛給水管は健康面での懸念があり、また、漏水修理の要因の大部分を占めている現状である。横浜や川崎と比較しても鉛製給水管率は高い状態であり、計画的効率的に入れ替えを促進すること。

4 産業と地域経済

(一)大企業の社会的責任を果たさせ、正規雇用拡大、地域経済を守る。

- ① 市が奨励金を出すなどの企業誘致策の最大の目的は市民の雇用の拡大であると考ええる。税収の確保も大切であるが、地元雇用の拡大につながるような施策の展開に軸足を移すこと。企業誘致に際して、資力のある企業の場合には補助金、奨励金の支給は必要がないので止めること。
- ② ワーキングプアと呼ばれるような、一生懸命働いても生活困窮に追い込まれる市民が増えている。中小企業に対しては国が援助することを含め、最低賃金を1,500円以上にしよう尽力すること。

(二)農・漁業を振興する。

- ① 長井5丁目から6丁目にまたがる漁港は、台風の通過に伴い高潮・越波の影響を受け、漁船や漁具等の散乱など被害が大きい砂浜の漁港である。通年行われている地元漁業関係者によるゴミの回収や景観環境の維持・保全の支援をはじめ、他の漁港と同様の整備をすすめること。
- ② 生産者、事業者のご意見はもとより野菜ソムリエの資格者のアドバイスも受けながら、本市の地場産農産物のブランド化を進めること。
- ③ 食の安全安心、食糧自給率の維持・向上の観点からもTPPや二国間の日米FTAには反対の意向を示すこと。
- ④ 食の安全・安心を守るため食品添加物などの表示が規制緩和されていくおそれがあるが、消費者の視点にたち、簡略化等をしないよう国に求めること。
- ⑤ 相模湾の原潜行動（訓練）については、通報義務がないことから本市近海で行われているにもかかわらず一切情報が入らない。国の専管事項とは言え不安である。区域の解消を国に要求するとともに、自治体への情報提供を求めること。

(三)中小企業・商店の営業を守るとともに、地域経済の基盤を強化する。

- ① 国の交付金で行った住宅リフォーム助成制度は、市内経済活性化のきっかけとして、事業者には喜ばれ、復活を求める要望が多い。空き家にしないようにするためにも、住宅リフォーム助成事業を、市民にとって使い勝手を良铸件にして復活し、思い切った予算計上につとめること。
- ② 商店のリフォーム助成制度をつくるなど地元小売商店振興策を抜本的に充実すること。商店街の空き店舗対策、商店街の活性化事業補助及び地域商店街における地域商業振興ビジョンの策定、中小企業団体共同施設補助などをすすめ、関係者ととともに実現に努力すること。
- ③ 入札において最低制限価格が複数の事業者から同額で提示され、くじ引きで決定するということが生じている。これでは、入札をする意味がないばかりか談合が疑われる事態も発生する。総合評価方式を取り入れることなどを含め検討し、改善をはかること。
- ④ 入札制度の改善が取り組まれているが、引き続き地元業者への発注拡大に向けて取り組むこと。また、災害時の協定を結んでいる団体、災害訓練に参加等も考慮に入れて、地域貢献企業として評価点を加えること。
- ⑤ 公契約条例の制定に向けて検討をはじめること。
- ⑥ 地元業者が工事实績がないことを理由に入札に参加できないケースがある。地元業者の受注機会を拡大するため、工事实績を含む機会が得られるよう地元業

者の育成をはかること。

- ⑦ 国は消費税を10%にあげる方向でいるが、業者にとっては預かり税であり実質的な工事費は少なくなる。工事件数の制限において、大型工事(予定価格税込み2億円以上)の扱いを、予定価格税抜きで2億円以上に緩和すること。
- ⑧ 木造住宅の耐震補強助成の申請が目標に届いていない現状を鑑みて、件数を増やす取組が求められる。また、木造家屋の耐震化工事への補助金が7月頃までに申込がないと他に転用されるとのことである。年間を通じて使えるように国に求めること。

5 非核・平和、基地問題

(一)安保法制の具体化に反対し、平和憲法・軍転法に徹した市政運営を。

- ① 海上自衛隊のヘリ空母「いずも」による「米艦防護」によって、安全保障関連法が具体化し本市にとって、よりリアルなものになっている。アメリカの軍事行動に追随する姿勢を強めることは、本市が攻撃される危険が増すことにつながる。40万市民の命と暮らしを守るため、安全保障関連法のエスカレートを止めるよう国に求めること。
- ② この数年間、国は、国家安全保障会議(日本版NSC)を立ち上げ、武器輸出三原則にとって代わって防衛装備移転三原則をつくり、特定秘密保護法や安全保障関連法の施行、共謀罪の施行等、矢継ぎ早に日米軍事同盟強化の法整備と発動を強行している。このような現状を受けて、本市は市民の安全・安心を何より第一義に確保すること。そのためには、これ以上のエスカレートを許さないよう、国に働きかけること。
- ③ 米軍基地があるから、米軍人・軍属がいるからという安易な発想から、米軍の「良き隣人政策」に呼応して、本市はさまざまな施策を行っている。近年「英語が学べるまち」をキャッチフレーズにして子どもたちを対象に施策を広げている。とりわけ米軍人家庭へのホームビジットなど、限られた空間で少人数限定の施策は、市民の安全・安心という観点から懸念が残る。また、相手は軍隊であり、いつ有事となるかも知れず、安定的な施策の継続はそもそも困難であるし、公的な施策としてはなじまない。これら米軍に依拠した施策は止めること。
- ④ 2017年7月7日、ニューヨーク国連本部において「核兵器禁止条約」が採択された。法的拘束力を持つ核軍縮関連の条約としては、実に20年ぶりの交渉成立と言われる。日本政府に対しこの条約にサインをするよう求めるとともに、米空

母の横須賀母港化にあたり核持ち込みを容認した核密約を破棄するよう国に求めること。このような情勢を踏まえ、核持ち込みを容認した核密約の廃棄を国に求めること。市の港湾管理区域に入るときに核兵器を所持していない旨の証明書を提出するよう全ての軍艦に義務付けること。

- ⑤ 前市長は平和首長会議に参加したが、具体的行動には至らなかった。平和市長会に参加したことを生かし「核兵器廃絶・平和都市」宣言の横須賀市長として核兵器廃絶のイニシアチブを発揮すること。また、「核兵器禁止条約」の採択の原動力となった被爆者をはじめとする日本の核兵器禁止運動を激励するとともに、これまで市が行ってきた平和啓発事業を一層すすめること。

(二)原子力空母の交代を認めず、横須賀配備撤回と基地返還を促進する。

- ① 福島原発事故、三浦半島活断層群の地震発生確率の増加が報道され、原子力空母など原子力艦への不安が市民の中に広がっている。地域防災計画が見直しされたが、不十分である。市民の安心・安全を確保するには災害規模の想定の見直しや避難対策の実効性を検証するなど更なる見直しが必要である。市民意見もしっかり反映させること。
- ② 1966年にはじまった原子力艦船の寄港・停泊が事実上の母港化という状況となり、年間を通じてほとんど横須賀には原子力艦船がいるという現状である。安全・安心に暮らしたいという市民の当然の権利が脅かされ続けている。原子力艦の原子力災害に対する一番確実な安全対策は原子力空母の交代はもとより、横須賀配備そのものをなくすことである。原子力艦の配備は日米安保条約に関わるものであるが、いつまでも母港を受け入れなければならないものではない。市是である軍転法に照らし原子力空母の母港を撤回するよう国に求めること。また、第七艦隊のすべての艦船の母港取り消しを要求すること。
- ③ 2017年に本市に配備されているイージス艦の事故が頻発した。事故の原因究明と報告を求めるとともに、今後一切追加配備を認めないこと。とりわけ、2018年に延期されたイージス艦「ミリウス」の配備の中止を国に求めること。
- ④ 長井住宅跡地の通信施設の返還については神奈川県基地関係縣市連絡協議会を通してだけでなく、市が直接米軍と国に求めること。
- ⑤ 横須賀港の漁業制限水域は国によれば「米軍が運用上必要」とのことだが、必要がないのに返還されていないと市民からはみえる。国の説明は全く理解できない。なぜ返還されないのか、市民に分かりやすく説明するよう求めること。
- ⑥ 相模湾の原潜行動（訓練）区域の解消を国に要求すること。市は「日米安全保障条約に基づく地位協定により提供されているもので、自治体としてその区域

の廃止、存続にコメントする立場にない」との姿勢だが、自治体として要求することを地位協定によって妨げられていないので、強く要求すること。

- ⑦ 旧軍港市転換法は「平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的」としている。関東自動車の工場跡地や市営長浦埠頭を自衛隊が取得し使用していることなどは、明らかに自衛隊基地の強化・拡張である。前市長は「基地機能の強化であるとか、基地の拡張であるとは考えていません。」と現実を無視した回答をしているが、自衛隊の基地になることによって固定資産税収入も得られず、基地の恒久化につながり、「軍転法」がめざした都市像に逆行するものである。今後これ以上の基地機能の強化・拡張がされないよう防止策を講ずること。また、「軍転法」の適用を回避して、所管替えによる防衛施設の拡大を認めないこと。
- ⑧ 大矢部弾薬庫跡地の文化財を市民の財産としてしっかり維持管理すること。跡地の利用計画を市民参加で作成すること。横須賀市への無償譲渡を国に求めるとともに、暫定的にでも市民に解放するなど、市民本位の利用をすすめること。
- ⑨ 米軍基地の返還については「可能な限りの返還を要請する」というのが基本的な考え方と言うが、返還の可能性を広げるという積極的立場に立つことは軍転法の趣旨からも当然である。市が実施した市民アンケートでも横須賀市のイメージを「基地のまち」と答える市民が8割以上となる。しかし将来の都市イメージは「自然豊かなまち」「福祉のまち」が上位になる。この乖離を少しでも埋めていく努力が大切である。そのためにも住民参加で基地跡地利用計画をつくり、都市計画決定をすること。計画の実現のため関係機関に基地返還を積極的に働きかけること。

(三)基地被害から市民を守り、市財政負担をなくす。

- ① 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」が改定されたが、極めて不十分なものである。少なくとも国内の原子力発電所の防災対策と同等以上のものにするよう国に再検討を要求すること。
- ② 日米合同訓練は米軍基地と本市が連動し全部局長が一堂に会し意思統一する初動対応の情報伝達の間とした訓練であるが、市民が参加する避難誘導、安定ヨウ素剤配布などの訓練と連動していない。国、県、米軍、本市、市民の訓練として切れ目なく行うこと、とりわけ市民の参加が実効性を高められる。これら一体の訓練を地域防災計画にしっかり位置づけること。
- ③ 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」にある応急対応範囲とファクトシートの記述の違いの改善については、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」を作

成した旧原子力安全委員会を継承している原子力規制委員会に諮問するなど、専門家の検証を国に求めること。

- ④ 「テロ対策」と称して実施している原潜入港通告が非公開となっている。これはあくまでも臨時措置であり、早急に解除するよう要求すること。
- ⑤ ごみ・排水処理など米軍基地の公害防止のため市独自の立ち入り調査を要求し市民生活に関する国内法を遵守させること。事故が起きた際の立ち入り調査のルールも必要と思うが、事故防止の観点に立って、地位協定の見直しを要求すること。「日米地位協定の環境補足協定が締結され、立入手続きを作成・維持することも合意された」というが、日ごろからの予防的な立入もできるように改善を求めること。
- ⑥ 米軍人の市内居住に反対し、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するよう引き続き国に要求する。また、前市長に対し、「米軍がすすめている民間住宅提携プログラム（R P P）は実質的な基地拡張である。民間の契約とは言え住民登録をしていないなど、市政に関わる問題でもあり、反対の意思をハッキリと示すこと。」と求めたが、「基本的には民間の契約に関するものです。」というだけで問題意識を示されませんでした。米軍人、軍属に限らず民間契約だからといって住民登録もしないで市内居住することについては問題があるのでハッキリと反対の意思を示すこと。
- ⑦ 市民税を納入せず市内に居住している米軍人、軍属のゴミ処理、し尿処理、下水道などの行政サービスの総額をコスト（施設建設、管理運営、人件費などを含む）で算出し、実費を米軍に要求すること。これら軍関係の経費については、普通交付税において、基準財政需要額のなかで見られているというが、市民にも分かるよう基地負担経費交付金などのような独立した形で交付するよう求めること。また、イージス艦の増隻で米軍人などが1000人増えると聞いている。まずは基地外米軍関係者の人数を明確にさせること。
- ⑧ 相模総合補給廠の爆発事故の時のようなことを繰り返さないため、基地内に保有する危険物の情報提供を求めること。また、屈辱的な刑事裁判権規定を改めることや日本側の立ち入り調査権を設けることなどを含め、地位協定の抜本の見直しを国に要求する。第一次裁判権の放棄を指示した法務省通達の破棄などをつよく国に要求すること。
- ⑨ 米兵犯罪根絶のため、厳しい対応が求められる。事件が起こった場合には必ず文書で厳しく抗議し再発防止策を求め、再発策の実施報告を要求すること。米兵犯罪の被害者に対して、被害者の立場に立って相談をするなど、支援をすること。また、基地周辺地区安全対策協議会が、基地周辺の商店街の要望を聞く会になってはいないか、被害者も出席して意見を述べる事が出来ているのかなど、設置された当初の思いに立ち返り、検証・是正をはかること。

- ⑩ 市財政を充実させる立場からも、横須賀の経済的发展を阻害している米軍基地の返還を強く求めること。返還されるまでは基地交付金の大幅増額を国に要求すること。その際基地の存在による損失額などを算定し、増額要求の根拠を明らかにして臨むこと。
- ⑪ 防衛大学校は開校記念祭や卒業式典でジェット戦闘機の展覧飛行をおこなっている。人口密集地上空を急旋回するなど言語道断である。中止するよう防衛大学校へ強く求めること。